

審 査 基 準（地域のスポーツ医・科学支援調査事業）

I 採択案件の決定方法

提案された企画内容について審査を行い、原則として「競技スポーツ課技術審査委員会（以下、委員会という。）」の各委員がそれぞれ評価した各評価項目の合計点数の平均点が上位の企画提案者を契約予定者として決定する。

なお、契約予定者は、委員会の各委員がそれぞれ評価した各評価項目の合計点数の平均点が満点数の1/2以上の場合に限る。

また、構想の多様性及び全国的な普及可能性を確保する観点から、指定する構想全体の1/3以内を目安として、取組の特徴、地域性や実施しようとする内容のバランスや同一都道府県内に指定が集中しないよう配慮した指定をすることとするが、書面審査の評点に「2（やや劣っている）」又は「1（劣っている）」の項目が著しく多い構想は指定しないこととする。

II 審査方法

提出された企画提案書をもとに、委員会において書類選考を実施する。

なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や企画提案書の内容について説明を求めることがある。

III 評価方法

評価は各評価項目について5段階評価とし、委員会の各委員がそれぞれ評価した各評価項目の合計点数の平均点を当該提案者の得点とする。

評 価 項 目		評 価 点	
1. 事業実施主体に関する評価			
(1)事業実施に必要な人員、組織体制及び業務管理を適正に遂行できる体制（事務処理体制及び関係機関との連携体制含む）が整備されていること。	大変優れている	5 点	
	優れている	4 点	
	普通	3 点	
	やや劣っている	2 点	
	劣っている	1 点	
(2)事業を効果的・効率的に遂行するために必要な実績等を有している（事業を適切に遂行するための技術力、知見及びノウハウ等を有している）こと。	大変優れている	5 点	
	優れている	4 点	
	普通	3 点	
	やや劣っている	2 点	
	劣っている	1 点	
2. 事業内容に関する評価			
(1)コンソーシアムの持続可能な運営体制の調査			
① コンソーシアムを構成する機関での人材確保と人材育成に関するロードマップ作成に向けた調査を行う実施体制が明確であること。	大変優れている	5 点	
	優れている	4 点	
	普通	3 点	
	やや劣っている	2 点	
	劣っている	1 点	
② コンソーシアムの収益化構造に向けた計画が明確であり、実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている	5 点	
	優れている	4 点	
	普通	3 点	
	やや劣っている	2 点	
	劣っている	1 点	

3.	③ 見込まれる具体的な成果が明確になっており、実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている	5点	
		優れている	4点	
		普通	3点	
		やや劣っている	2点	
		劣っている	1点	
	(2) スポーツ医・科学支援体制の機能分担の検証			
	① 地域における医・科学人材、コンソーシアムを構成する機関の役割分担の検証を行う実施体制が明確であること。	大変優れている	5点	
		優れている	4点	
		普通	3点	
		やや劣っている	2点	
		劣っている	1点	
	② 見込まれる具体的な成果が明確になっており、実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている	5点	
		優れている	4点	
		普通	3点	
		やや劣っている	2点	
		劣っている	1点	
	(3) トップアスリート強化にかかる医・科学支援の効果検証			
	① 当該拠点の特徴を生かして支援対象とする選手・アスリートの姿が明確であること。	大変優れている	5点	
		優れている	4点	
		普通	3点	
やや劣っている		2点		
劣っている		1点		
② スポーツ医・科学支援サイクル（計測→介入→評価）のモデルを構築し、取組内容や実施プロセス等が実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている	5点		
	優れている	4点		
	普通	3点		
	やや劣っている	2点		
	劣っている	1点		
③ 見込まれる具体的な成果が明確になっており、実現性・妥当性に優れていること。	大変優れている	5点		
	優れている	4点		
	普通	3点		
	やや劣っている	2点		
	劣っている	1点		
(4) 共通項目				
① スポーツ医・科学支援に関する課題及びその解決策を明確に提示していること。	大変優れている	5点		
	優れている	4点		
	普通	3点		
	やや劣っている	2点		
	劣っている	1点		
② 公募内容で示していること以外に地域の実情を踏まえた独自性に優れた提案であること。	大変優れている	5点		
	優れている	4点		
	普通	3点		
	やや劣っている	2点		
	劣っている	1点		
③ 事業規模の範囲内〔公募要項8.（1）〕で適正な経費が提示されていること。	大変優れている	5点		
	優れている	4点		
	普通	3点		
	やや劣っている	2点		
	劣っている	1点		
④ 複数年にわたる提案内容や計画の具体性及び経費配分の妥当性が優れていること。	大変優れている	5点		
	優れている	4点		
	普通	3点		
	やや劣っている	2点		
	劣っている	1点		
3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価				
(以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。)				
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定				

(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定) ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=2点 ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=3点 ・認定段階3=4点 ・プラチナえるぼし認定=5点 ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=1点 ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナ認定企業) ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定)=2点 ・トライくるみん認定=3点 ・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。))=3点 ・くるみん認定③(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定)=3点 ・くるみん認定④(令和7年4月1日以降の基準)=4点 ・プラチナくるみん認定=5点 ・行動計画策定済(次世代育成支援対策推進法(令和7年4月1日以後の基準)に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る)=1点 ○スポーツエールカンパニー認定(スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定) ・スポーツエールカンパニー認定=2点 ・スポーツエールカンパニー+ (プラス) 認定=3点 ・Bronze (ブロンズ) 認定=3点 ・Bronze+ (ブロンズプラス) 認定=4点 ・Silver (シルバー) 認定=4点 ・Silver+ (シルバープラス) 認定(青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定=5点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定=4点 ○上記に該当する認定等を有しない=0点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。	0～5点
4. 賃上げを実施する企業に関する指標	4-1-1と4-1-2のいずれかを加点するものとする。
以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応札者が選択するものとする) 4-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。=3点 4-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。=3点 ※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては4点減点する。	0～3点
合 計	78点満点